

広島市告示（安佐北区）第37号  
令和8年5月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）

第11条第2項の規定により、令和8年5月17日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

<p>放置自転等を撤去した場所</p>	<p>保管自転等の車体番号・防犯登録番号・その他 保管自転等を特定する為に必要な事項</p>	<p>放置自転車等を保管している場所並びに返還手続きを行う場所及び日時</p>
<p>安佐北区内  放置規制区域外</p>	<p>別添のとおり</p>	<p>放置自転車等を保管している場所 並びに返還手続きを行う場所</p>
		<p>広島市西区扇二丁目1番地  広島市西部自転車等保管所  電話 082-277-7916</p>
	<p>返還手続きを行う日時</p>	
	<p>月曜日～日曜日  10時30分～19時まで  なお、祝日、振替休日、年末年始(12月29日～1月3日)の間は取り扱いません。</p>	
	<p>[問い合わせ先]  安佐北区農林建設部維持管理課  電話 (082) 819-3925</p>	